



## 税務情報

### 国税庁

#### タックスヘイブン対策税制 — 連結納税・パススルー課税が適用される場合の適用対象金額等の計算方法に関するQ&Aの公表

国税庁のウェブサイトにおいて、以下の Q&A が公表されました。

■ [連結納税規定等が適用される外国関係会社の適用対象金額等の計算方法等の改正に関する Q&A\(情報\)](#)

2019 年度税制改正におけるタックスヘイブン対策税制の改正では、外国関係会社が連結納税規定やパススルー課税規定を適用している場合における外国関係会社の租税負担割合及び適用対象金額並びに内国法人における外国税額控除の規定に係る取扱いが整備されました。

具体的には、これらの規定における所得金額や法人所得税(外国法人税)は、外国関係会社の本店所在地国等の法人所得税(外国法人税)に関する法令の規定のうち企業集団等所得課税規定<sup>(\*)</sup>を適用しないものとして計算することとされました。(この改正は、内国法人の 2019 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の合算課税(外国関係会社の 2018 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度に係るもの)に限ります。)に係る計算等について適用されます。)

<sup>(\*)</sup> 企業集団等所得課税規定とは、(1)本店所在地国における連結納税規定、(2) 第三国における連結納税規定(たとえば、バミューダに所在する外国関係会社が米国税法上、米国法人として取り扱われたうえで、米国の連結納税規定の適用を受けるケース)及び(3)パススルー課税規定をいいます。

また、6 月 6 日には、タックスヘイブン対策税制の 2019 年度税制改正に対応する改正通達(「[租税特別措置法関係通達\(法人税編\)等の一部改正について\(法令解釈通達\)](#)」(KPMG Japan e-Tax News No.172 「[国税庁 - タックスヘイブン対策税制に係る改正通達の発遣](#)」(2019 年 6 月 6 日発行)にてお知らせしています。))が発遣され、連結納税・パススルー課税の適用を受ける外国関係会社の租税負担割合の計算等に関する 9 つの通達が新設されています。

今回公表された Q&A は上記の改正に関連するもので、以下の 6 つのパートから構成されており、法令や通達に基づく解説や具体的な事例を用いた全 13 問の Q&A が掲載されています。

## I 企業集団等所得課税規定について

このパートに含まれる Q1 では、英国のグループ・リリーフ及びドイツのオルガンシャフトは、企業集団等所得課税規定に該当しないことが示されています。

## II 企業集団等所得課税規定を除いた規定による計算等について

外国関係会社が連結納税規定やパススルー課税規定を適用している場合における外国関係会社の租税負担割合及び適用対象金額並びに内国法人における外国税額控除の計算方法等の改正内容やその趣旨を、関係法令及び通達に基づいて解説しています。

## III 租税負担割合の計算について

たとえば「(1) 所得金額(分母)の簡便計算」では、米国の外国関係会社が連結納税規定を適用している場合等を例に挙げ、米国当局へ提出することとなる一定の申告書や明細書を用いて所得金額を計算・調整する方法が、措通 66 の 6—21 の 4 に定める「合理的な方法」(簡便的な計算方法)と認められることが確認されています(Q2～Q4)。

## IV 適用対象金額(現地法令基準による基準所得金額)の計算について

このパートに含まれる Q8 では、米国で即時償却を行っている場合の基準所得金額の計算について、また、Q9 では、適用対象金額の計算上控除する法人所得税の額の控除の時期について解説しています。

## V 外国税額控除の計算について

米国の連結申告で納税額があるかどうかにかかわらず、外国関係会社の一定の外国法人税の額が内国法人の外国税額控除の対象となることが Q10 において示されています。また、この場合における外国税額控除を行う時期(Q11)や確定申告書に添付する書類(Q12)についても併せて確認されています。

## VI 改正の適用関係について

内国法人が 3 月決算、米国の外国関係会社が 12 月決算であるケースを例に挙げ、この改正の適用関係について解説しています。

### KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.